

障害者多数雇用企業の登録申請等事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、「障害者多数雇用企業からの物品等及び役務の調達に関する要綱」(以下「要綱」という。)の規定に基づき、障害者多数雇用企業であることの登録申請等の事務(以下「登録申請等の事務」という。)について、その円滑な処理を図るため必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2 登録申請等の事務について、労働局就業促進課(以下「就業促進課」という。)及び各局主管課における事務分掌は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 就業促進課は、障害者多数雇用企業の登録名簿の公表を行うとともに、物品等及び役務の調達の実績報告の取りまとめを行うものとする。
- (2) 会計局調達課は、愛知県財務規則第61条第1項に定める物品等(以下「購入依頼物品等」という。)の調達実績の取りまとめを行うものとする。
- (3) 各局主管課は、所管の各課室及びかいから報告のある物品等(購入依頼物品等を除く。)及び役務の調達の実績の取りまとめを行うものとする。

(障害者多数雇用企業の申請)

第3 要綱第4条に基づき申請を行おうとする障害者多数雇用企業者は、障害者多数雇用企業登録申請書兼誓約書(別紙様式1号、以下「申請書」という。)を愛知県電子申請・届出システム(以下「システム」という。)により就業促進課に提出しなければならない。

- 2 前項の申請を行おうとする者は、「あいち電子調達共同システム(物品等)」による愛知県告示に基づく競争入札参加資格審査申請(物品等)を行わなければならない。

(障害者多数雇用企業の資格喪失等)

第4 要綱第5条に基づき登録を受けた者(以下「被登録者」という。)は、当該申請に係る要件を欠くに至った場合は、すみやかに障害者多数雇用企業登録要件資格喪失届(別紙様式2号)を、システムにより就業促進課に提出しなければならない。

- 2 就業促進課は、被登録者が、当該申請に係る要件に該当しなくなったと認めたときは、速やかに登録名簿から除外し、その旨を当該被登録者に通知するものとする。
- 3 第1項に該当する場合のほか、当該申請に係る登録事項のうち、商号、住所、連絡先電話番号に変更が生じた場合は、障害者多数雇用企業登録事項変更届(別紙様式3号)をシステムにより就業促進課に提出しなければならない。

(障害者多数雇用企業の公表)

第5 要綱第7条に基づき作成した障害者多数雇用企業名簿を就業促進課においてWebページ等により公表するものとする。

(現地調査等)

第6 就業促進課は、第3の規定に基づく申請内容を確認するために、現地調査を実施することができる。

- 2 前項の調査の結果、申請内容に虚偽があった場合は、登録を取り消すことができる。

(実績報告)

第7 各局主管課及び会計局調達課は、要綱第8条及び第9条の規定に基づく障害者多数雇用企業からの物品等及び役務の調達の実績を、障害者多数雇用企業からの物品等及び役務

の優先的調達実績報告書（別紙様式4号）により、翌年度5月末日までに就業促進課に報告するものとする。

（雑則）

第8 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成16年3月15日から施行する。
- 2 この要領は、平成16年4月1日以降に締結する契約について適用する。
- 3 「障害者多数雇用企業等からの物品等調達実施要綱」の規定に基づく「障害者多数雇用企業等の登録申請等事務取扱要領」は、平成16年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 様式1号「障害者多数雇用企業等登録申請書」の精神障害者欄の改正については、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成20年2月21日から施行する。
- 2 改正後の要領は、平成20年4月1日以降に締結する契約について適用する。

附則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成24年4月13日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年1月10日から施行する。
- 2 改正後の要領は、平成26年4月1日以降に締結する契約について適用する。

附則

- 1 この要領は、平成31年1月4日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和5年2月8日から施行する。

附則

- 1 様式1号「障害者多数雇用企業登録申請書兼誓約書」の特例精神障害者の定義に関する改正については、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 様式1号「障害者多数雇用企業登録申請書兼誓約書」の特定短時間労働の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者数の欄に係る改正については、令和6年4月1日から施行する。